



川崎市中小事業者テイクアウト等参入支援事業補助金

募集期間

2020年6月12日から2020年8月31日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛等により、市内の中小事業者の事業環境に大きな影響が及んでいます。市内中小事業者が経営を安定化させ事業を継続することができるよう、新たに飲食物のテイクアウトやデリバリー、インターネットを活用したサービス等を始められる場合の経費を補助します。

支援内容

▼対象事業

次のいずれかに該当する事業

- (1) テイクアウト・デリバリー開始事業飲食店が外出自粛に対応して新たに始めた事業が対象
(例) テイクアウト、デリバリー、移動販売 など
- (2) ITを活用したサービス開始事業中小事業者が外出自粛に対応しIT技術を活用して新たに始めたサービス
(例) インターネット通販の導入、WEB講座の開始

▼対象経費

- 1 フードデリバリーサービス利用料
- 2 広告宣伝費
- 3 設備装置費
- 4 ITサービス導入費
- 5 消耗品費

支援規模

▼補助率等

- (1) 補助率 3/4以内
- (2) 補助上限額 10万円

対象者の詳細

▼対象者

川崎市内に事業所を有する中小事業者

<条件>

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定める小売業又はサービス業に該当する中小企業者であること（中小事業者であること）
※1
- (2) みなし大企業に当たらないこと ※2
- (3) 大手フランチャイズチェーンの直営店ではないこと
- (4) 営業許可など行政庁からの必要な許認可等を受けていること
- (5) 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に
より定める事業のうち、公的な支援を行うことが不適切であると判断される事業）でないこと
- (6) 川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団や、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある法人等ではないこと
(申請者が暴力団等であるか否かを確認するため、神奈川県警察本部長に対し確認を行うことがあります。)

※1 中小事業者

中小企業基本法に規定する中小企業のうち、次のいずれかを満たすものをいいます。

小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※2 みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業を、大企業とみなします。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している中小企業者
イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

対象地域



お問い合わせ

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

川崎市 経済労働局 商業振興課 商店街支援係 担当

電話 044-200-2328

メール 28syogyo@city.kawasaki.jp

問合せ 8:30から17:15まで ※土曜、日曜、祝日を除く

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当：橋本

住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金